

日本NGO連携無償資金協力 完了報告書

1. 基本情報	
(1) 案件名	ヤンゴン地域における障がい者のための就労・就学促進事業
(2) 贈与契約締結日 及び事業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 贈与契約締結日：2014年2月20日</li> <li>・ 事業期間：2014年3月1日～2014年12月31日</li> <li>・ 延長事業期間：1ヵ月、2015年1月31日まで</li> </ul>
(3) 供与限度額 及び実績（返還額）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供与限度額：37,469,730円</li> <li>・ 総支出（供与限度額上限）：37,469,730円、利息：0円</li> </ul>
(4) 団体名・連絡先、事 業担当者名	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 団体名：特定非営利活動法人 難民を助ける会</li> <li>(イ) 電話：03-5423-4511</li> <li>(ウ) F A X：03-5423-4450</li> <li>(エ) E-mail：staff@aarjapan.gr.jp</li> <li>(オ) 事業担当者名：木下聡、野際紗綾子</li> </ul>
(5) 事業変更の有無	事業変更承認の有無：無

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	<p>本事業では、職業訓練校の教育環境の改善とコースの強化、地域における就労・就学促進活動を通して、障がい者が就労と就学の機会を得て、地域社会の一員として積極的に地域社会づくりに貢献することを上位目標とした。</p> <p>本3年事業を通して、職業訓練校においてはより多くの障がい者へ職業訓練を提供するための教育環境の改善に取り組み、施設の増築やバリアフリー化、聴覚障がい者向けの教材や基礎学力、障がいの程度に合わせた教材の開発により、より幅広い障がいの種類・程度の生徒の受入れが可能となった。また、市場のニーズに合わせてカリキュラムを見直すとともに就労斡旋にも取り組んだ結果、2014年度の卒業生の就労率は理容美容 96%、洋裁 98%、コンピューター85%となり、事業を開始した3年前（理容美容 87%、洋裁 75%、コンピューター22%）と比べ大きく上昇した。</p> <p>地域活動については、ダラ地区、シュエピター地区における3年間の取り組みを通じ、活動を統括する就労・就学促進員会を各地区に設立するとともに計18の障がい当事者自助団体(以下、自助団体)を設立し、障がい者同士が継続的に就労や就学、社会参加を促進する仕組みを構築した。また、自助団体が運営する小規模店舗9店舗の開業支援により障がい者の雇用が創出され、店舗の収益により自助団体メンバーの収入向上につながっている。更に、収益を活用した新たな小規模ビジネスや、店舗の経営安定を目的とした自助メンバー同士による積立金も行われており、障がい者自身による就労支援活動が展開されている。</p> <p>就学支援については、186名の障がい児および学齢期を過ぎた障がい者に対して、学用品の配付や補習の実施に加え、学校関係者や障がい児の家族への啓発、バリアフリー環境の整備も実施したことで、地域における障がい者に対する教育の重要性への理解が深まり就学促進へとつながっている。更に、障がい者家族や地域住民を対象にしたワークショップやイベントを通じて、地域における障がい者の存在が認知されるとともに障がいへの理解が深まり、障がい者の社会参加を促すことができた。</p>
(2) 事業内容	<p>(ア) より多様な障がい者への職業訓練の提供 (1-3期)</p> <p>(a) 職業訓練コースの強化と就労促進 (3期)</p> <p>職業訓練校では、1学期(2014年1~4月)、2学期(2014年5月~8月)、3学期(2014年9月~12月)を通して、理容美容コース52名、洋裁コース58名、コンピューターコース34名の計144名全員が就労に必要な技術を身に付け卒業した。2015年度1学期(2015年1月~4月)では、理容美容コース18名、洋裁コース22名、コンピューターコース13名の計53名が卒業した。</p> <p>第3期では就労率をさらに高めるため、一人ひとりの障がいの程度や学力に合わせた指導を進め、理容美容コースおよび洋裁コースにおいては、障がいの程度や識字能力等が理由で技術習得に時間がかかる訓練生を対象に、難易度は高くないもののニーズの高い技術</p>

を習得するカリキュラムを導入した。具体的には理容美容の普通コースでは7名が男性または女性用に特化したカットの方法、髪染め、ピアス穴の開け方や消毒方法を習得し、洋裁の普通コースでは7名が刺繍やシンプルなデザインのシャツやズボン、枕カバー等の寝具の縫製技術を習得した。他方、より高い技術と実務経験を備えた人材を輩出するため、2学期から洋裁の上級コースでは定員を3名から5名へ増やし、計13名が普通コースで習得した技術を基にスーツの仕立てやサテン生地を使用したドレス等の縫製技術、様々な服飾のデザインを学んだ。洋裁店舗経営コースでは地域のショッピングセンターのテナントへ1店舗出店したことで、顧客対応等の実地訓練の機会を増やすことができた。ただし、店舗経営コースで運営するヤンゴン市内の理容美容、洋裁各1店舗については、ヤンゴンにおける家賃高騰の影響および賃貸主の都合で1月以降賃貸契約を延長することができなかつたため、既存の店舗（洋裁2店、理容美容1店）でコースを実施するとともに物件を選定している。その他、コンピューター上級コースにおいては、企業会計カリキュラムおよびインターンシップ制度を導入し、4名が企業および店舗への就労に必要な技術を習得した。

カリキュラムの改善に加え、本事業から開始した職業斡旋活動として、民間企業への就労促進を目的に計17の企業や工場へ卒業生の就労斡旋を行った。また、訓練生に対して企業から求められるスキル、コミュニケーション能力等について講義を実施するとともに、企業へ就職した卒業生に対しては困難に直面していないかモニタリングを行った。(コース、学期ごとの卒業生の人数については添付資料⑤を参照)

(イ) 当事者団体の創設とこれら団体による就労促進活動の強化 (1-3期)

(a) 自助団体設立とワークショップ (第3期設立自助団体) (3期)

ダラ地区、シュエピター地区において、新たに自助団体を2つずつ設立するとともに、団体の運営能力を育成するためのワークショップを実施した。第1期～第3期を通じて設立した自助団体(各地域9団体)の経験や学びを共有するため、各自助団体の代表ら25名を対象にワークショップを実施し、各団体の運営能力および団体間の連携を強化した。また、各自助団体の代表からなる就労促進委員会および障がい児の親を中心とした就学促進委員会を地域毎に設立し、就労・就学活動を統括する体制を整備した。

(b) 就労支援活動の継続と起業支援 (3期)

第3期では、新たにダラ地区の3つの自助団体による、理容美容店1店舗、タイピング・印刷店1店舗、雑貨店1店舗の小規模店舗の開業を支援した。

第1期～第3期を通じて、理容美容店3店舗、洋裁店舗2店舗、タイピング・印刷店3店舗、雑貨店1店舗の開業を支援し、各地区の就労促進委員会および当会職員がモニタリングや、運営に関する助言を行った。それらの店舗の中で、第1期にシュエピター地区に開店した理容美容1店舗について、体調不良や引っ越しにより自助

団体メンバーの人数が減少して運営が困難になったため、ダラ地区の自助団体により運営が引き継がれている。また、小規模店舗の収入の30%を就労促進委員会へ積み立てて地域の障がい者支援へ活用することとし、地域社会にも還元する仕組みを整備した。(第1期～第3期に設立した自助団体および開業した小規模店舗については添付資料⑥を参照)

(c) 障がい当事者への補助器具の供与 (1, 3 期)

ダラ地区とシュエピター地区に住む障がい者70名に対し、理学療法士である当会職員の査定の下、車いすや松葉杖、杖等の補助具やリハビリ器具を供与した。供与後は、器具が正しく利用されているか、リハビリが継続的に実施されているかをモニタリングするとともに、家族へも器具やリハビリの役割について説明し理解と協力を促した。(供与した補助器具については添付書類⑦を参照)

(ウ) 学齢期障がい児童の就学促進と障がい者の基礎教育の機会づくり (1-3 期)

(a) 学齢期障がい児童と障がい者の教育支援 (1-3 期)

第3期では支援対象者を拡大し、第2期よりも45名多い186名の障がい児童および障がい者を支援した。全ての支援対象者に対し、就学促進委員会のメンバーとともに各家庭や学校を訪問して就学状況を継続的にモニタリングするとともに、文具等の学用品を供与した。その他、通学中の障がい児に対する支援としては、継続的に家族や教員へ教育の重要性を啓発するとともに、障がいの種類や程度に合わせた指導方法の助言を行った。また、通学が困難な障がい児や就学の機会を得られなかった障がい者計64名に対して、当会教育専門職員による個別補習やグループ補習を実施した。

加えて、統合教育への理解を促進することを目的として、ダラ地区、シュエピター地区の教員等221名を対象に、社会福祉局が管轄する障がい児のための学校の教員を講師に招き、統合教育の概要や障がい児への教育の重要性および指導方法に関する研修を実施した(6日間の研修を1回)。また、両地区の委員会および自助団体メンバーを対象に、現地障がい児デイケア施設職員による研修も実施し、3日間でのべ26名が参加した。

(エ) 啓発活動：地域における障がい者理解の促進 (1-3 期)

(a) ワークショップ/イベントの開催 (1-3 期)

ダラ地区、シュエピター地区において、地域行政担当官、地域住民、障がい児の家族を対象にした統合教育啓発ワークショップ(18村においてのべ557名が参加)や国際障がい者の日に合わせたイベント(2地区で実施し合計405名が参加)、重度の障がい児を対象にした社会見学(113名が参加)を実施し、地域における障がい者への理解を促進した。また、就学促進委員会および自助団体のメンバーを対象としてリハビリへの理解を深める理学療法ワークショップ(2地区でのべ47名が参加)を実施した。(各ワークショップの詳細については添付資料⑧を参照)

<p>(3) 達成された成果</p>	<p>(ア) <u>より多様な障がい者への職業訓練の提供 (1-3 期)</u></p> <p>職業訓練校では、就労率向上を目的としてカリキュラムを見直すとともに、企業や店舗等への職業斡旋を強化した結果、本事業期間中に卒業した訓練生の就労率は理容美容コース 96%、洋裁コース 98%、コンピューターコース 85%となり、事業開始前のそれぞれ 87%、75%、22%に比べ上昇した。具体的には、技術習得に時間がかかる訓練生については、それぞれの障がいや基礎学力に合わせて効果的な職業訓練を提供したことで、卒業後の進路を確認できた 10 名全員が就労することができた。また、洋裁店舗経営コースおよびコンピューター上級コースの訓練生向けに現場での実践経験の機会を増やしたことが、両コース卒業生 12 名全員の就労へ結びついた。加えて、本事業において卒業生の企業への就労を促進するために企業等へ働きかけた結果、本事業以前の卒業生を含む計 34 名が企業や縫製工場、店舗等へ就労することができた。更に、企業との連携も進めることができ、地元大手スーパーの CSR 活動によるチャリティ販売会へ毎月 2 回洋裁店舗を出店することで、一般市民の理解促進にもつながった。</p> <p>その他、社会福祉・救済復興省 社会福祉局と協議を進めた結果、将来的に社会福祉局へ職業訓練校の運営を移管することで合意し、移管へ向けた具体的なプロセスについて協議を行っている。</p> <p>(イ) <u>当事者団体の創設とこれら団体による就労促進活動の強化</u></p> <p>第 1 期～第 3 期を通し、計 18 の自助団体を設立し、計 212 名の自助団体メンバーが障がい者の就労・就学促進に取り組んだ。就労促進委員会を設置したことで、自助団体が運営する小規模店舗のモニタリングを重点的に行い、運営状況や経営状態を把握し、課題解決へ向けて取り組むことができるようになった。自助団体はメンバーから少額の積立金を集めて店舗経営の安定化を目指すとともに、収益を活用して新たな小規模ビジネスを実施できるようにもなった。新たなビジネスとしては自助団体メンバーへのマイクロクレジットや山羊・アヒル飼育、液体石けんの制作販売、バイクタクシーがあり、障がい者の更なる就労促進へ取り組んでいる。それらの結果として、1日平均 100 円程度ではあるが、収入を得ているメンバーは事業前の 5 割から 7 割に増加した。また、職業訓練校とも連携しており、職業技術を習得している障がい者を見つけることが困難な小規模店舗 2 店へ卒業生がそれぞれ 1 名就労した。更に、小規模店舗の収益の一部を就労促進委員会へ積み立てる仕組みを作ったことで、活動資金に乏しい自助団体メンバーへのマイクロクレジットや重度の障がい児への補習費用の拠出をはじめ、多様な障がい者を支援できるようになった。</p> <p>加えて、本事業で補助器具を供与したことで、これまで自宅に閉じこもりがちであった障がい者が外出しやすくなり、就学や就労が促進された。補助器具を得たことがきっかけで、自助団体の小規模店舗で働き始めた者もいる。また、成人・高齢の障がい者の中には家族の介助なしでは移動すら困難な者もあり、こうした家庭では家族の負担も大きいため、補助器具を供与することで家族の負担が大</p>
--------------------	--

幅に軽減され、障がい者の社会参加の機会の増加へとつなげることができた。

(ウ) 学齢期障がい児童の就学促進と障がい者の基礎教育の機会づくり

当会職員と就学促進委員会のメンバーによるモニタリングおよび研修を実施したことで、障がい児の理解力に合わせて時間配分を変えたり、視覚・聴覚障がいのある児童を前列に座らせたりする等、教員による障がい児への指導法の向上が見られた。その結果、障がい児の学力が向上し、教員が障がい児への教育の必要性を認識することにもつながった。本事業を通じて障がい児を支援した学校の中には、経済的に貧しい障がい児が通学を継続できるよう、教員が学用品を支援した事例もある。

また、通学が困難な障がい児と学齢期を過ぎた障がい者を対象に当会教育専門職員による補習を実施したことにより、教育を受けたことがなかった障がい児が一人ひとりの学習能力にあった教育を受ける機会を得た。その補習を受けたことで、読み書きや簡単な計算を学んで家業を手伝うようになった児童もいる。重度の障がい児には食事や更衣といった日常生活の基本動作も教えており、児童の自立促進へつながった。こうした障がい児、障がい者の変化は、家族や委員会、自助団体のメンバーが教育の重要性を再認識することにもつながり、委員会や自助団体、障がい児の家族が費用を負担し、小規模ではあるが事業後も補習が継続されている。

(エ) 啓発活動：地域における障がい者理解の促進

地域行政担当、地域住民、障がい児の家族を対象とした統合教育啓発ワークショップを行ったことで、教育のみならず障がい者の社会参加への関心が高まった。その結果地域の会合に障がい者が出席するようになり、地域行政担当も障がい者の会合への参加を促す等、地域が障がい者を受け入れる取り組みを推進することができた。

国際障がい者の日のイベントには、地域行政担当官や地域住民も参加し、障がい児や障がい者による伝統舞踊や楽器演奏、障がいへの理解を深めるための寸劇やクイズ、理容美容コースの訓練生による無料の体験散髪を通して、楽しみながら交流を深めた。加えて、重度の障がい児を対象とした社会見学では、経済的な事情や介助者および移動手段の欠如等の理由で普段は自宅を出ることができない障がい児へ、同年代の障がい児と触れ合うとともに社会とのつながりを深める機会を提供することができた。この社会見学で訪問した自然公園では、事前打ち合わせを通じて公園の受け入れ担当者の障がいへの理解が深まり入場料の無償の申し出を受ける等、障がい啓発にもつながった。

更に、リハビリの理解を深めるワークショップを実施したことで、自助団体メンバーがリハビリの重要性を認識し、特に自宅に引きこもりがちな障がい者を対象に、リハビリの継続を確認するとともに地域から孤立しないように訪問を続ける等、障がい者同士が支え合う取り組みも見られた。

(4) 持続発展性	<p>職業訓練校のカリキュラムについては、本事業期間中に、技術習得に時間がかかる者にも配慮するなど、より多くの障がい者が就労できるようなカリキュラムを同校職員と協議しつつ導入した。その結果、本事業で導入したカリキュラムを基に、障がい当事者である訓練生、市場双方のニーズに合わせてカリキュラムを柔軟に改訂していく術を職員が身につけた。また、今後は職業斡旋を継続して企業との連携拡大および就労後の卒業生のフォローを実施していく。本事業後の職業訓練校の運営については、本事業期間中の社会福祉局への移管はかなわなかったものの、将来的には移管の方向で準備を進めていく。具体的なプロセスについて同局と協議を続けており、移管へ向けた取り組みとして、日本およびミャンマーにおいて企業や個人の支援を拡大して運営資金の確保を進めるとともに、移管後に実質的な運営を担う同局職員の人材育成も継続する。</p> <p>地域活動については、委員会が中心となり自助団体とともに就労、就学支援活動を継続する。就労支援活動については、就労促進委員会の管理監督の下、自助団体による小規模店舗および新たに展開した小規模ビジネスの収益を更に向上させて障がい者の就労拡大に取り組む。</p> <p>就学支援については、障がい児の家族や学校関係者への啓発の経験を持つ自助団体メンバーにより、通学している障がい児へのモニタリングを継続する。また、通学が困難な重度の障がい児に対しては、委員会、自助団体、障がい児の親が家庭教師の費用を負担し合って補習を継続しており、委員会の財源および小規模店舗の収益に応じて、可能な範囲で対象児童を拡大する。更に、リハビリの継続状況についても、自助団体が中心となり特に家に引きこもりがちな障がい者を中心にモニタリングを継続し、必要に応じて本事業で構築した他団体とのネットワークを活用して他の障がい者支援団体等の理学療法士へ助言を仰ぐ。これらの活動や課題を共有し各自助団体の経験を活かして改善方法を協議するため、各地区の委員会主催による月例会合を継続する。また、ダラ地区、シュエピター地区の経験を活用するため、委員会代表者による定期会合を継続するとともに、第2期で当会が立ち上げた社会福祉局や障がい者支援団体との調整会合も継続して行政や他団体との連携を更に深め活動を発展させていく。</p>
-----------	---

3. 事業管理体制、その他	
(1) 特記事項	2014年3月26日に職業訓練校の機材が盗難被害に遭ったが、犯人はその後逮捕され、9月15日までに全ての盗難品が返却または補償された。この事件を受け、警備員による24時間体制の警備、防犯カメラによる教室と事務所の監視、駐在員による施錠確認を強化しており、盗難事件以降、安全上特段の問題なく活動を実施している。

完了報告書記載日：2015年4月20日

団体代表者名：

特定非営利活動法人 難民を助ける会

理事長 長（志邨）有紀枝 （印）

【添付書類】

- ① 事業内容、事業の成果に関する写真
- ② 日本NGO連携無償資金収支表（様式4-a）
- ③ 日本NGO連携無償資金使用明細書（様式4-b）
- ④ 外部監査報告書（2015年5月15日提出予定）
- ⑤ 職業訓練校卒業生内訳
- ⑥ 自助団体・小規模店舗一覧
- ⑦ 配付リハビリ補助器具内訳
- ⑧ ワークショップ詳細
- ⑨ 現地職員講習内容
- ⑩ 現地スタッフの人件費と職員名